

平成16年度

包括外部監査結果報告書

過年度指摘事項について

広島市包括外部監査人

公認会計士 笠原 壽太郎

目 次

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
(1)	外部監査の対象	1
(2)	監査対象期間	1
(3)	外部監査実施期間	1
(4)	事件を選定した理由	1
(5)	補助者	2
(6)	利害関係	2
3	監査実施の概要	2
(1)	監査対象の選定	2
(2)	監査の視点	2
(3)	主な監査手続	3
4	措置等の進ちよく状況の概要	3
(1)	環境局の業務・施設調査委託	3
(2)	道路交通事業に係る事務の執行状況	4
第2	外部監査の結果及び意見	6
1	環境局の業務・施設調査委託について	6
(1)	監査の結果に対する措置状況	6
(2)	監査の意見に対する対応・検討状況	7
2	道路交通事業に係る事務の執行状況について	19
(1)	監査の結果に対する措置状況	19
(2)	監査の意見に対する対応・検討状況	22

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項並びに広島市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

(1) 外部監査の対象

過年度指摘事項について

(2) 監査対象期間

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

ただし、必要と認めた範囲において平成16年度分についても一部監査の対象としました。

(3) 外部監査実施期間

平成16年12月1日から平成17年1月18日まで

なお、平成16年4月1日から平成16年11月30日までは、事件の選定を行うとともに、補助者の選定を行いました。

(4) 事件を選定した理由

外部監査は、監査報告書が提出され、公表されることにより終わるものではなく、法的には地方自治法第252条の38第6項において、監査結果の報告（指摘事項）の提出を受けた長、行政委員会又はその委員は、監査結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知し、監査委員はこの通知事項を公表しなければならないと規定しております。

監査結果の報告（指摘事項）の提出を受けた長、行政委員会又はその委員は、指摘された点について原因を究明し、対応措置を講じるなどして実際の行政に活かして初めて、有効に機能するものです。

このような状況の中、過年度の指摘事項の措置状況を確認し、未措置の指摘事項についてどのような取扱いになっているかを確かめることは、財務に関する事務が適正に執行されているか監査することに有用であると判断し、監査実施テーマとして選定いたしました。

なお、指摘事項については指摘してからの経過期間を考慮して、過去2年間監査テーマとして選定したもののうち平成14年度の「環境局の業務・施設調査委託」、「道路交通事業に係る事務の執行状況」を対象としました。

(5) 補助者

公認会計士 岡田保夫

中本智子

(6) 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、外部監査人及び補助者は地方自治法第252条の29に規定する利害関係はありません。

3 監査実施の概要

(1) 監査対象の選定

過去2年間、以下を監査テーマとして監査を実施しましたが、「2(4)事件を選定した理由」に記載したとおり、指摘してからの経過期間を考慮して、平成14年度の「環境局の業務・施設調査委託」、「道路交通事業に係る事務の執行状況」に係る監査の結果及び意見の措置・対応状況を対象としました。

平成14年度	平成15年度
環境局の業務・施設調査委託	病院事業に係る事務の執行状況
道路交通事業に係る事務の執行状況	出資団体に係る出納その他の事務の執行状況

法的には特に定めはありませんが、広島市では、年2回、監査委員監査又は包括外部監査の監査の結果（指摘）又は意見の未措置分又は未対応分について、検討状況を取りまとめ、監査事務局に通知する仕組みがあります。これにより、監査の結果（指摘）又は意見についての進行管理がなされています。

また、監査の結果（指摘）については、当該事務はもとよりそれに類似する事務についても、会議等により、その趣旨を踏まえて見直しを検討するよう周知を図っています。さらに、指摘又は意見を受けた範囲にとどまらず、関係する事務も含めて改善するよう努めています。

(2) 監査の視点

「2(4)事件を選定した理由」に記載したとおり、外部監査は、監査報告書が提出され、公表されることにより終わるものではなく、指摘事項の提出を受けた長、行政委員会又はその委員が、指摘された点について原因を究明し、対応措置を講じるなどして実際の行政に活かして初めて、有効に機能するものです。

したがって、以下の視点で監査を実施しました。

ア 指摘された事項については、対応措置が講じられているか。

イ 意見については、どのような検討が行われているか。

(3) 主な監査手続

上記3 (2) の視点を踏まえて、以下の監査手続を実施しました。

ア 監査の対象となった局・部・課から、「結果に対する措置内容」、「意見に対する対応状況報告書」を入手し、内容を吟味する。

イ 必要と認めた場合は、対象局・部・課にヒアリングを行う。

4 措置等の進ちょく状況の概要

「環境局の業務・施設調査委託」、「道路交通事業に係る事務の執行状況」それぞれの監査の結果及び意見に対する措置・対応の進ちょく状況は以下のとおりです。なお、○は措置・対応済みの事項です。

(1) 環境局の業務・施設調査委託

ア 監査の結果に対する措置の進ちょく状況

結果の要旨		公表日	備考
1	ごみ処分施設の業務委託・建設請負		
	(1) 中工場新築空調和設備工事について	H15. 12. 5	○
	(2) 出島処理場浄化受入槽 (A) 補修工事について	H15. 12. 5	○

イ 監査の意見に対する対応の進ちょく状況

意見の要旨		備考
1	ごみ収集業務等委託	
	(1) 家庭ごみ収集業務委託	
	ア 家庭ごみ収集運搬業務に関する委託業者数について	△
	イ 指名業者選考資料について	○
	ウ 設計金額について	○
	エ 普通ごみ (可燃ごみ・不燃ごみ) における直営コストと委託コストについて	△
	オ 個別業務について	
	(ア) ペットボトル選別等業務について	○
	(イ) 資源ごみ収集運搬業務について (安芸地区、安佐南区、西区)	○
	(2) ごみ処理施設管理等業務委託等	
	ア 廃乾電池等の処分業務について	○
	イ 安佐北区町内清掃ごみ等収集運搬等について	○
2	ごみ処分施設の業務委託・建設請負	
	(1) ごみ焼却工場の委託業務	
	ア 南工場、安佐南工場の可燃ごみ焼却委託について	△
	イ 南工場の焼却灰埋立処分業務について	○
	(2) 出島処理場の委託業務	
	ア プラント運転管理業務について	△
	(3) 新中工場建設工事請負業務	
	ア 中工場新築空調和設備工事について	○
	(4) その他	
	ア 大谷埋立地建設事務所の賃貸借契約について	○
	イ 伺書の記入について	○
	ウ 出島処理場浄化貯留槽 (B) 補修工事について	○
	エ 西環境事業所屋上防水改修工事について	○

意 見 の 要 旨		備 考
	オ 西環境事業所屋上防水改修配管設備工事について	○
	カ 溶融スラグ試験製造に係る委託業務について	○
3	し尿収集業務委託	
	(1) 委託契約書について	○
4	環境局に関するコンピュータシステム	
	(1) 個人所有のパソコン使用について	○
5	財団法人広島市環境事業公社	
	(1) 存続意義	
	ア 主要事業についての考察	
	(ア) し尿収集運搬業務	△
	(イ) ごみ収集運搬業務	△
	(ウ) 玖谷埋立地埋立処分等業務	△
	イ 総合的考察	
	公社のあり方及び業務範囲の見直しについて	△
	(2) 会計処理等	
	ア 退職給与引当金について	△
	イ 賞与引当金について	△
	ウ 重要な会計方針等の注記について	○
	エ その他の事項	
	(ア) 現金実査について	○
	(イ) 請求書の日付について	○
	(3) 契約関係その他	
	ア 予定価格について	○

ウ 進ちよく状況の説明

監査の結果として指摘した2件はすべて措置されています。

監査の意見として報告した30件のうち、20件は対応済みであり、10件は検討中です。

(2) 道路交通事業に係る事務の執行状況

ア 監査の結果に対する措置の進ちよく状況

結 果 の 要 旨		公表日	備 考
1	道路交通局		
	(1) 用地買収事務の執行状況		
	ア 代替地の管理状況		
	(ア) 視察結果報告書の作成	H16.5.14	○
2	広島高速道路公社		
	(1) 事業資産以外の会計処理基準と財務諸表項目の状況		
	ア 支払利息の規定どおりの計上	H15.12.5	○
	イ 退職給与引当金の計算規定の見直し	H15.12.5	○
	ウ 減価償却費（事業資産以外）の規定の見直し		
	(ア) 減価償却の開始時期	H15.12.5	○
	(イ) 調査費の償却開始時期	H15.12.5	○
	エ 敷金の会計処理の誤り	H15.12.5	○
	オ 長期借入金と短期借入金の区分表示	H15.12.5	○

イ 監査の意見に対する対応の進ちょく状況

意 見 の 要 旨		備 考
1	道路交通局	
(1)	予算管理の状況	
	ア 予算流用申請書における予算流用理由の記載方法	○
	イ 路線別事業費の公開方法	△
(2)	道路計画立案過程、進ちょく管理	
	ア 事業計画と実績の比較、評価、公表制度の創設	△
(3)	用地買収事務の執行状況	
	ア 複数年度にわたる事業用土地の管理	○
	イ 長期未利用土地の管理のための取得年月日情報の把握	○
	ウ 代替地として機能しない土地の処分	○
	エ 代替地の有効利用	○
(4)	契約事務の執行状況	
	ア 必要な路線に重点的な予算配分	○
	イ 着工前の土地所有権の移転	○
	ウ 予算繰越制度	○
(5)	道路台帳の整備状況	
	ア 道路台帳の網羅的な更新を担保する制度	○
(6)	道路交通事業に関するコンピュータシステム	
	ア 個人所有のパソコン使用について	○
	イ IPアドレスの利用監視について	△
2	広島高速道路公社	
(1)	交通量推計の方法	
	ア 交通量推計の精度向上と客観性確保	△
	イ 計画交通量と実績交通量の比較検討	○
(2)	道路整備費用の状況	
	ア 有料道路整備費用と合併施行による一般道路整備費用とを合わせた公表	△
(3)	債務の償還可能性	
	ア 余剰資金が生じない償還計画	△
	イ 債務の償還計画（収入・支出）と実績の差異原因の明確化	○
	ウ 償還計画の定期的な見直し	△
(4)	事業資産（道路、道路建設仮勘定）の会計処理の状況	
	ア 事業資産の内訳の注記	○
(5)	事業資産以外の会計処理基準と財務諸表項目の状況	
	ア 回収に長期間を要している未収入金	△
	イ 特別転貸債（地方公共団体借入）の計上時期	○
	ウ 借入金の残高証明書の定期的・網羅的な入手	○
(6)	契約事務の執行状況	
	ア 継続的業務の随意契約	○
(7)	広島高速道路公社に関するコンピュータシステム	
	ア 土木積算システムのID、パスワード運用について	○

ウ 進ちょく状況の説明

監査の結果として指摘した7件はすべて措置されています。

監査の意見として報告した25件のうち、17件は対応済みであり、8件は検討中です。

第2 外部監査の結果及び意見

1 環境局の業務・施設調査委託について

(1) 監査の結果に対する措置状況

ア 措置状況の概要

監査の結果に対する措置状況は以下のとおりです。

なお、監査の結果を報告したのは、平成15年2月14日です。

結果の要旨	措置内容	公表日
1 ごみ処分施設の業務委託・建設請負		
(1) 中工場新築空気調和設備工事について 「工事施行伺（変更後）」を査閲したところ、決裁年月日が未記入となっていた。事務処理の基準日を明らかにするためにも、決裁日は確実に記入する必要がある。	指摘を受けた中工場新築空気調和設備工事の「工事施行伺（変更後）」について、直ちに決裁日を記入した。 また、各所属長に対し、平成15年4月1日付けで、文書事務の適正な処理について、職員に徹底するよう文書で通知した。	H15. 12. 5
(2) 出島処理場浄化受入槽(A)補修工事について 本工事において、業者から徴求している「施工体系図兼下請契約調書」上、下請業者の請負金額が記入されないまま保管されていた。的確な施工体制が確保されているかどうかの一つのポイントとして、請負金額の妥当性が上げられるが、未記入状態のまま保管されていたということは、チェックが十分に行われていないのではという疑念が生じる。記入漏れがないように十分にチェックする必要がある。	指摘を受けた出島処理場浄化受入槽(A)補修工事の「施工体系図兼下請契約調書」について、直ちに下請業者の請負金額を記入させた。 今後は、監督員（工事担当者）はもとより、監督員以外の職員による記入漏れ等のチェックを徹底するとともに、各所属長に対し、平成15年4月1日付けで、文書事務の適正な処理について、職員に徹底するよう文書で通知した。	H15. 12. 5

イ 監査手続

指摘された事項について、対応措置が講じられているかという視点で、「第1

3 (3) 主な監査手続」に記載した監査手続を実施しました。

ウ 監査の結果及び意見

(7) 監査の結果

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

(4) 監査の意見

監査の意見として特記すべき事項はありません。

(2) 監査の意見に対する対応・検討状況

ア 監査の意見に対する対応・検討状況

監査の意見に対する対応・検討状況及び監査人の所感は以下のとおりです。

なお、監査の意見を報告したのは、平成15年2月14日です。

意見の要旨	(対応・検討状況) (監査人の所感)
1 ごみ収集業務等委託 (1) 家庭ごみ収集業務委託	
ア 家庭ごみ収集運搬業務に関する委託業者数について 市民の日常生活に直接影響するごみ収集業務は、「法律上の視点」に重点を置くのが前提ではあるが、「経済性の視点」からいえば、今後、委託業者数の拡大策を検討し、競争性を促進すると同時に、現在直営及び公社で行っている業務の外部委託化の推進を図る必要がある。	検討中である。 (検討状況) 一般廃棄物の処理を市町村以外のものに委託するに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条において、「受託者が受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。」と規定されている。この委託基準に合致する民間業者として、日々、業として一般廃棄物を収集運搬し、適正に処理している一般廃棄物収集運搬業許可業者のうちから指名競争入札により委託している。 競争性を発揮するための改善として、平成16年度業務から、1業務あたりの指名業者数を増やした。 また、現在直営・公社で行っている業務の外部委託化の推進については、日々排出されるごみを適正に処理するという市の処理責任や危機管理（災害時の対応等）の観点を踏まえて、直営と民間委託の適切な割合を見極めていく必要があり、現在試行的に実施している「2人乗車収集」の検証等をみながら検討する。 (監査人の所感) 引き続き検討する必要がある。

意見の要旨	(対応・検討状況) (監査人の所感)
イ 指名業者選考資料について 選考業務が公正に行われたこと、及び、後日監査等においてその選考過程を追跡確認できるという意味での明確性が保証される資料が必要であり、今後は保存年数を規定化し、当該資料はその規定に基づき、一定期間保存しておくことが望まれる。	対応済みである。 (対応状況) 平成15年度分から一定期間保存することとした。 (監査人の所感) 特記すべき事項なし。
ウ 設計金額について 家庭ごみ収集運搬業務（37業務）のうち9業務（全業務の約4分の1）について、前年度落札価格が設計金額に比べて相当低いにもかかわらず、次年度の設計金額は前年度の落札価格を考慮しておらず、落札価格が設計金額に比べ相当低くなっているということから、広島市の積算は少し高めになっているものと思われる。 積算方法等の見直しを行うことにより、コスト削減（予算支出の削減）を図る必要がある。	対応済みである。 (対応状況) 直営の状況や委託業者の状況を調査し、他都市の事例等も参考として、より適切な積算価格とするよう、平成16年度分から、一部見直しを行った。 (監査人の所感) 特記すべき事項なし。
エ 普通ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ）における直営コストと委託コストについて ごみ収集車両の乗車人員について、直営の場合は大部分が3人乗車であり、委託の場合は2人乗車であるため、その分人件費がかからないことになり、直営の方が委託に比べてコスト高となっている。 広島市においては、平成15年度から政令指定都市では初めて、2人乗車の検討をしているということであるが、本格的に導入されれば相当の人件費の圧縮につながると思われるので推進を図るべきである。 ただし、それを考慮しても直営の方がコスト高に変わりはなく、コスト低減の視点から、できるだけ早い時期に直営から委託への移行を検討すべきである。	検討中である。 (検討状況) 平成15年4月から直営2tパッカー車のうち22台で2人乗車作業を試行実施し、2人乗車の場合の積載量や作業時間、さらに2人乗車では安全性や効率性の面から問題のある道路狭あい地区や戸別収集地区の作業実態などについて検証を行っている。検証結果を踏まえて、逐次2人乗車への移行を推進する。 また、現在直営で行っている業務の外部委託化の推進については、日々排出されるごみを適正に処理するという市の処理責任や危機管理（災害時の対応等）の観点を踏まえて、直営と民間委託の適切な割合を見極めていく必要があり、2人乗車収集の検証等をみながら検討する。 (監査人の所感) コスト削減等の観点からは早急に対応する必要があると考える。
オ 個別業務について	

意見の要旨	(対応・検討状況) (監査人の所感)
(7) ペットボトル選別等業務について 「業務の実施及び経費の支出伺」、 「契約締結伺」及び「契約締結伺（変更契約）」を査閲したところ、「完結」、 「保存年限」及び「開示・不開示の状況」欄が未記入となっていた。 公文書の開示については、開示請求時点で改めて開示・不開示の別を判断することとなっているため、当該欄については記入は義務付けられていない。しかし、文書の保存、開示・不開示・部分開示等を予備的（一時的）に判断するため必要であり、記入の徹底を図るべきである。	対応済みである。 (対応状況) 記入済。 今後は、記入漏れがないよう、徹底する。 (監査人の所感) 特記すべき事項なし。
(1) 資源ごみ収集運搬業務について（安芸地区、安佐南区、西区） 「業務の実施及び経費の支出伺」及び「契約締結伺」を査閲したところ、「完結」、「保存年限」、「開示・不開示の状況」及び「施行上の取扱い」欄が未記入となっていた。 公文書の開示については、開示請求時点で改めて開示・不開示の別を判断することとなっているため、当該欄については記入は義務付けられていない。しかし、文書の保存、開示・不開示・部分開示等を予備的（一時的）に判断するため必要であり、記入の徹底を図るべきである。	対応済みである。 (対応状況) 記入済。 今後は、記入漏れがないよう、徹底する。 (監査人の所感) 特記すべき事項なし。
(2) ごみ処理施設管理等業務委託等	
ア 廃乾電池等の処分業務について 契約単価低減のために、昭和61年より、N社への委託から社団法人Aを通じて特命随意契約として契約を行っている。 N社への委託から社団法人Aを通じての特命随意契約への切替え時には、総コストでどちらが有利になるかという比較を実施し、後者が有利ということで切替えを行った。しかし、それ以降、総コストベースでの比較は行われていない。 定期的に、総コストベースでの比較を	対応済みである。 (対応状況) 現行の社団法人Aルートとその他民間ルートでの総コスト比較を、平成15年度の契約分以降毎年行うこととした。 (監査人の所感) 特記すべき事項なし。

意見の要旨	(対応・検討状況) (監査人の所感)
行うことにより、コスト低減を図る必要があると考える。	
イ 安佐北区町内清掃ごみ等収集運搬等について 「業務の実施及び経費の支出伺」及び「契約締結伺」を査閲したところ、「開示・不開示の状況」欄が未記入となっていた。 公文書の開示については、開示請求時点で改めて開示・不開示の別を判断することとなっているため、当該欄については記入は義務付けられていない。しかし、文書の保存、開示・不開示・部分開示等を予備的（一時的）に判断するため必要であり、記入の徹底を図るべきである。	対応済みである。 (対応状況) 記入済。 今後は、記入漏れがないよう、徹底する。 (監査人の所感) 特記すべき事項なし。
2 ごみ処分施設の業務委託・建設請負 (1) ごみ焼却工場の委託業務	
ア 南工場、安佐南工場の可燃ごみ焼却委託について 指名競争入札を採っているにもかかわらず、10年以上継続して特定の業者が落札しており、また、平成11年度から平成13年度の過去3年間の落札価格が固定している状況下で、前年の落札価格が判明しており、落札する意思さえあれば落札可能と思われるにもかかわらず、実際には他の業者は落札していない。 このことから、設備メーカーの系列業者以外の他の指名業者は、元々競争する意思が希薄ということが推測され、競争性を確保してコスト低減を図るという指名競争入札制度が有効に機能していないことがいえる。 例えば、同一業者は一定年数以上は連続して同一業務を受注できない（再度入札に参加するには、入札不参加後数年経過が必要）というような年数制限を設ける等の方策を検討し、競争入札の実効性を確保する必要がある。	検討中である。 (検討状況) 当該業務を委託するにあたっては、業者の受注機会を確保し、競争によるコストの低減を図るために当初から指名競争入札を採用しており、公的機関の基準等に基づいて適正に設計し、技術的適合性、契約履行実績などの観点から、当事者能力を見極めた上で指名業者を選考しているところである。 現在、より競争性が確保できる具体的方策について、その実現可能性及び問題点等について検討している。 (監査人の所感) 引き続き検討すべきである。
イ 南工場の焼却灰埋立処分業務について	対応済みである。

意見の要旨	(対応・検討状況) (監査人の所感)
て 埋立処分をできる業者は埋立地を保有しており、しかも環境アセスメント等の基準を満たしている必要もあり、民間処分業者と特命随意契約をしているのは合理的だと考えるが、価格面については、広島市で積算が困難ということで、業者の見積価格のみを参考に予定価格を算出しているが、業務を委託してから3年が経過しているので、広島市で独自で算出するようにすべきだと考える。	(対応状況) 平成15年度契約分から、公共工事の積算基準等に準拠し、本市で積算するよう改善した。 (監査人の所感) 特記すべき事項なし。
(2) 出島処理場の委託業務	
ア プラント運転管理業務について 指名競争入札を採っているにもかかわらず、昭和58年の業務開始以来約20年間継続して特定の業者が落札しており、また、平成11年度から平成13年度の過去3年間の落札価格が固定している状況下で、前年の落札価格が判明しており、落札する意思さえあれば落札可能と思われるにもかかわらず、実際には他の業者は落札していない。 このことから、設備メーカーの系列業者以外の他の指名業者は、元々競争する意思が希薄ということが推測され、形式上指名競争入札の形を採っている現状の方法では競争性が確保されているとはいえない。 例えば、同一業者は一定年数以上は連続して同一業務を受注できない（再度入札に参加するには、入札不参加後数年経過が必要）というような年数制限を設ける等の方策を検討し、競争性が確保されるような制度を整備する必要がある。	検討中である。 (検討状況) 当該業務を委託するにあたっては、業者の受注機会を確保し、競争によるコストの低減を図るために当初から指名競争入札を採用しており、公的機関の基準等に基づいて適正に設計し、技術的適合性、契約履行実績などの観点から、当事者能力を見極めた上で指名業者を選考しているところである。 現在、より競争性が確保できる具体的方策について、その実現可能性及び問題点について検討している。 (監査人の所感) 引き続き検討すべきである。
(3) 新中工場建設工事請負業務	
ア 中工場新築空気調和設備工事について 「工事請負契約締結伺」を査閲したところ、「部分開示」欄が未記入となっていた。 公文書の開示については、開示請求時	対応済みである。 (対応状況) 意見を受けた中工場新築空気調和設備工事の「工事請負契約締結伺」について、「部分開示」欄に必要事項を直ちに記入した。

意見の要旨	(対応・検討状況) (監査人の所感)
点で改めて開示・不開示の別を判断することとなっているため、当該欄については記入は義務付けられていない。しかし、文書の保存、開示・不開示・部分開示等を予備的（一時的）に判断するため必要であり、記入の徹底を図るべきである。	また、各所属長に対し、平成15年4月1日付けで、文書事務の適正な処理について、職員に徹底するよう文書で通知した。 (監査人の所感) 特記すべき事項なし。
(4) その他	
ア 大谷埋立地建設事務所の賃貸借契約について 当該取引は、民間業者との賃貸借契約であるが、本体費の大部分（約66%）が1年目の平成9年度に支払われており、平成13年2月打ち切りまでには当初予定額の大部分が支払われていること等支払方法が毎年均等額でないことを考えると、民間で行われるレンタル契約・リース契約とも相違しており特異な契約であるように考える。 今後長期の支払いを予定する契約を行う場合には、レンタル契約に準じて均等額での支払方法を検討する必要がある。	対応済みである。 (対応状況) 今後、リース契約をする場合には、均等払いでの支払方法について契約部等とも協議していきたい。 (監査人の所感) 特記すべき事項なし。
イ 伺書の記入について 工事別に保管されている各種「伺書」の中に、「完結年度」、「保存年限」、「開示・不開示の状況」欄の記入がなされていないものがいくつか発見された。 公文書の開示については、開示請求時点で改めて開示・不開示の別を判断することとなっているため、当該欄については記入は義務付けられていない。しかし、文書の保存、開示・不開示・部分開示等を予備的（一時的）に判断するため必要であり、記入の徹底を図るべきである。	対応済みである。 (対応状況) 意見を受けた「伺書」を含め、すべての工事の「伺書」について、「完結年度」、「保存年限」、「開示・不開示の状況」欄の記入の有無を確認し、未記入箇所については、必要事項を直ちに記入した。 また、各所属長に対し、平成15年4月1日付けで、文書事務の適正な処理について、職員に徹底するよう文書で通知した。 (監査人の所感) 特記すべき事項なし。
ウ 出島処理場浄化貯留槽(B)補修工事について 低価格入札物件が出た場合、積算価格算定等に資するため低価格入札物件発生についての原因調査をより徹底的に	対応済みである。 (対応状況) 財政局契約部において作成された「低入札価格調査マニュアル」に基づき、業者が事前公表された調査基準価格を下回

意見の要旨	(対応・検討状況) (監査人の所感)
行う必要がある。そして、その調査結果を次の予定価格算定の際、配慮することが望まれる。	る入札を行う場合には、入札時に低入札価格調査報告書等を提出させ、提出された報告書等により、当該価格で入札した理由、工事費内訳書、手持ち工事の状況及び手持ち資材の状況等、詳細な調査を行うこととしている。 また、低入札価格調査の結果、積算（予定価格算定）の際に反映すべき内容があれば、配慮することとした。 (監査人の所感) 特記すべき事項なし。
エ 西環境事業所屋上防水改修工事について 「工事施行伺」及び「工事請負契約締結伺」を査閲したところ、「部分開示」に関する記載がなかった。 公文書の開示については、開示請求時点で改めて開示・不開示の別を判断することとなっているため、当該欄については記入は義務付けられていない。しかし、文書の保存、開示・不開示・部分開示等を予備的（一時的）に判断するため必要であり、記入の徹底を図るべきである。	対応済みである。 (対応状況) 意見を受けた西環境事業所屋上防水改修工事の「工事施行伺」及び「工事請負契約締結伺」について、「部分開示」欄に必要事項を直ちに記入した。 また、各所属長に対し、平成15年4月1日付けで、文書事務の適正な処理について、職員に徹底するよう文書で通知した。 (監査人の所感) 特記すべき事項なし。
オ 西環境事業所屋上防水改修配管設備工事について 「工事施行伺」を査閲したところ、「部分開示」に関する記載がなかった。 公文書の開示については、開示請求時点で改めて開示・不開示の別を判断することとなっているため、当該欄については記入は義務付けられていない。しかし、文書の保存、開示・不開示・部分開示等を予備的（一時的）に判断するため必要であり、記入の徹底を図るべきである。 また、「工事請負契約締結伺」を査閲したところ、「部分開示」の欄で、改正前の条文（広島市公文書公開条例第6条第4号エ）が根拠条文として記載されていた。	対応済みである。 (対応状況) 意見を受けた西環境事業所屋上防水改修配管設備工事の「工事施行伺」について、「部分開示」欄に必要事項を直ちに記入するとともに、「工事請負契約締結伺」の「部分開示」欄の根拠条文を訂正した。 また、各所属長に対し、平成15年4月1日付けで、文書事務の適正な処理について、職員に徹底するよう文書で通知した。 なお、根拠条文については、電算による出力項目であるが、平成14年4月から改正後の根拠条文が出力されるよう修正されている。 (監査人の所感) 特記すべき事項なし。

意見の要旨	(対応・検討状況) (監査人の所感)
改正後の条文は「広島市情報公開条例第7条第3項」(施行日 平成13年4月1日)であるため、訂正する必要がある。	
カ 溶融スラグ試験製造に係る委託業務について 「業務の実施及び経費の支出伺」を査閲したところ、「部分開示」の欄で、改正前の条文(広島市公文書公開条例第6条第4号エ)が根拠条文として記載されていた。 改正後の条文は「広島市情報公開条例第7条第3項」(施行日 平成13年4月1日)であるため、訂正する必要がある。	対応済みである。 (対応状況) 意見を受けた溶融スラグ試験製造に係る委託業務の「業務の実施及び経費の支出伺」について、「部分開示」欄の根拠条文を直ちに訂正した。 また、各所属長に対し、平成15年4月1日付けで、文書事務の適正な処理について、職員に徹底するよう文書で通知した。 なお、根拠条文については、電算による出力項目であるが、平成14年4月から改正後の根拠条文が出力されるよう修正されている。 (監査人の所感) 特記すべき事項なし。
3 し尿収集業務委託	
(1) 委託契約書について 契約の相手方が履行保証保険に加入していることから、委託契約書において、契約保証金を免除する旨の表記はしているが、納付された契約保証金の取扱いについて規定している広島市委託契約約款第16条を適用除外条項としていなかった。 このため、実務上の影響はないが広島市委託契約約款第16条について、適用除外条項として委託契約書の表記をすべきと考える。	対応済みである。 (対応状況) 平成15年度より改善した。 (監査人の所感) 特記すべき事項なし。
4 環境局に関するコンピュータシステム	
(1) 個人所有のパソコン使用について セキュリティの観点からは、個人所有のパソコンを業務に使用することは、相当のセキュリティリスクを抱えることになる。 したがって、業務に個人所有のパソコンを利用することを、基本的には禁止すべきであると考え。	対応済みである。 (対応状況) 平成15年7月に「広島市情報セキュリティポリシー」を、e-市役所推進本部会議に承認を得た上で策定し、この中で、個人所有の情報システム機器を職務上使用することを禁止した。また、同ポリシーを庁内LANの資料室に掲載する等により、

意見の要旨	(対応・検討状況) (監査人の所感)
	職員への周知を図った。さらに、服務監理委員会幹事会においても個人所有パソコンの使用禁止について周知を図った。 (監査人の所感) 特記すべき事項なし。
5 財団法人広島市環境事業公社(以下「公社」という。)	
(1) 存続意義	
ア 主要事業についての考察	
(ア) し尿収集運搬業務 し尿収集量が減少する中で、し尿処理体制の合理化とし尿処理事業の公共性を確保するため、旧市域の民間許可業者を廃業させて公社を設立した趣旨を考慮すると、民間業者に再度委託することはできないが、現在、臨時職員で対応している部分を拡大すること等により、より一層のコストダウンを進める努力を行う必要があると考える。	検討中である。 (検討状況) 平成11年度から、公社退職者の補充を臨時職員で対応してきたが、し尿業務量の減少や普通ごみ収集運搬業務の一部民間移行など、公社全体の組織規模が縮小していくなかで、できる範囲内で臨時職員を活用していく。 (監査人の所感) 引き続き検討すべきである。
(イ) ごみ収集運搬業務 元々雇用確保を目的とした資源ごみ収集運搬業務の代替業務であり、業務の内容そのものが公社で行わなければならないものではなく、将来的には民間への委託を検討すべきだと考える。	検討中である。 (検討状況) 普通ごみ収集運搬業務については、公社職員数の減少にあわせ、随時民間委託に移行させていくこととしており、平成16年度から2台を民間委託した。 (監査人の所感) 引き続き民間委託への移行を進める必要がある。
(ウ) 玖谷埋立地埋立処分等業務 ごみの埋立処分については、廃棄物の処理業者等の指導を兼ねているので民間では難しい面もあるが、将来的には民間への委託の検討の余地はあると考える。	検討中である。 (検討状況) 埋立地の逼迫に伴って、現在、玖谷埋立地における搬入廃棄物の規制を強化しているところであり、廃棄物搬入業者等の指導を兼ねている当該業務を直ちに民間委託することは困難である。 しかし、将来的には、当該業務を民間委託する余地があるか否かについて、今後のごみ量・ごみ質の推移や埋立地の状況を踏まえて、検討していきたい。

意見の要旨	(対応・検討状況) (監査人の所感)
	(監査人の所感) 引き続き検討すべきである。
イ 総合的考察 公社のあり方及び業務範囲の見直しを行い、まず公社ありきで業務が肥大化しないよう縮小方向で適正規模になるよう定期的に見直すべきと考える。具体的には、公社で実施すべき主な事業は公社設立の本旨であるし尿処理関係業務や、民間では事業化するのが難しいと考えられる美化推進業務、河川清掃業務、リサイクル関係業務、火葬業務などに集中し、普通ごみ収集運搬業務については民間に委託すべきだと考える。 広島市でもこのことは認識しており、公社の将来像についての検討会を平成10年度から立ち上げているとのことであるが、し尿収集量の減少は顕著であり、できるだけ早期に公社のあり方の結論を出すことが望まれる。	検討中である。 (検討状況) 現在の委託業務等のうち、今後も公社が行う業務を次のとおりとした。これらにあてはまらない普通ごみ収集運搬業務は、公社職員数の減少に合わせ、随時、民間委託に移行させることとし、平成16年度から普通ごみ収集車両2台を民間委託した。 ① 公社設立目的であるし尿関連業務 ② リサイクル・ごみ減量等の普及啓発に係る業務 ③ 公金収納・搬入指導を伴う業務 ④ 特殊事情により民間委託がなじまない業務（似島ごみ収集業務、河川清掃業務、街路ごみ容器収集業務等） ⑤ その他業務の性格上、民間委託がなじまない業務（火葬業務等） (監査人の所感) 引き続き民間委託への移行を進める必要がある。
(2) 会計処理等	
ア 退職給与引当金について 現状、公社のプロパー従業員の退職金については、広島市が補助金の形で資金負担しているため債務性がないとの認識から計上していないが、支払いの主体はあくまでも公社であることから、退職給与引当金規程に従い每期計上すべきだと考える。	検討中である。 (検討状況) 現在、財政局と調整中である。 (監査人の所感) 早急に調整する必要がある。
イ 賞与引当金について 賞与引当金の支給対象期間と支給時期は、次のとおりである。 前年度3月2日から当年度6月1日 6月支払い 当年度6月2日から当年度12月1日 12月支払い 当年度12月2日から当年度3月1日 3月支払い	検討中である。 (検討状況) 現在、財政局と調整中である。 (監査人の所感) 早急に調整する必要がある。

意見の要旨	(対応・検討状況) (監査人の所感)
よって、3月2日から3月31日分については、引当金の計上が必要になると考える。	
ウ 重要な会計方針等の注記について 「公益法人会計基準」上、計算書類の注記事項として「重要な会計方針」を記載することが求められているが、現状、「重要な会計方針の記載」がなされていない。 計算書類利用者がより有効に計算書を利用できるよう、重要な会計方針は必ず記載する必要があると考える。	対応済みである。 (対応状況) 平成14年度の事業報告書から「重要な会計方針」を記載するよう改めた。 (監査人の所感) 特記すべき事項なし。
エ その他の事項	
(7) 現金実査について 現金は基本的に持たないという方針であり、つり銭現金についても実査を実施していないが、少なくとも月次で実査をし、帳簿残高との照合を実施すべきである。	対応済みである。 (対応状況) 平成15年1月以降、毎月月末につり銭を扱う分任出納員から出納員に報告書を提出させ、これらと総勘定元帳を照合するよう改めた。 (監査人の所感) 特記すべき事項なし。
(4) 請求書の日付について 未収金の平成14年3月末残高の中に、前年の12月から3月にかけての広島市及び広島市の関係団体への再生トイレットペーパーの販売代金の未収があった。回収条件が請求後20日以内となっているため、請求書の日付を空欄で出している可能性が高いということであった。 また、請求書の控えはあったものの、請求書日付が未記入のため請求書の日付が空欄で出されたかどうかは確認できなかったため、回収管理のため日付の記入を徹底すべきである。	対応済みである。 (対応状況) 決裁後、伺いに添付した請求書の控えに請求日を記入することにより、債権の回収管理ができるよう改めた。 (監査人の所感) 特記すべき事項なし。
(3) 契約関係その他	
ア 予定価格について 定型業務のため前年度の予定価格を平成13年度の予定価格としているが、現在のデフレの状況を考慮すると、積算の	対応済みである。 (対応状況) 平成15年度の契約において、仕様を見直すなど設計の見直しを行った。

意見の要旨	(対応・検討状況) (監査人の所感)
見直しをする余地はあると考える。	ただし、全市的に業者の見積りどおりに予算要求・契約している業務については、積算方法を見直す余地はない。 (監査人の所感) 特記すべき事項なし。

イ 監査手続

意見については、どのような検討が行われているかという視点で、「第1 3 (3) 主な監査手続」に記載した監査手続を実施しました。

ウ 監査の結果及び意見

(7) 監査の結果

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

(4) 監査の意見

個別の対応・検討状況に対する監査の意見は、(2) 監査の意見に対する対応・検討状況の表中の(監査人の所感)に記載したとおりです。

また、対応・検討状況全体については、重要な監査の意見に対する対応・検討について時間がかかっています。

確かに重要な監査の意見については関係部署、利害関係者等との協議が必要であったり、慎重に対応せざるを得ないため時間がかかるのは理解できますが、特に直営及び公社で行っている家庭ごみ収集運搬業務の外部委託化の推進、またそれに伴う委託業者数の増加等については、広島市の財政状況が逼迫していることを鑑みると非常に重要な事項であり、コスト削減等の観点から早急に対応する必要があると考えます(1 (1) ア 家庭ごみ収集運搬業務に関する委託業者数について、エ 普通ごみ(可燃ごみ・不燃ごみ)における直営コストと委託コストについて、2 (1) ア 南工場、安佐南工場の可燃ごみ焼却委託について、(2)ア プラント運転管理業務について、5 (1) ア (7) し尿収集運搬業務、イ 総合的考察をご参照下さい。)

2 道路交通事業に係る事務の執行状況について

(1) 監査の結果に対する措置状況

ア 措置状況の概要

監査の結果に対する措置状況は以下のとおりです。

なお、監査の結果を報告したのは、平成15年2月14日です。

結果の要旨	措置内容	公表日
1 道路交通局 (1) 用地買収事務の執行状況		
ア 代替地の管理状況 (7) 視察結果報告書の作成 事業用代替地については、最低年1回用地部担当者によって視察を行っているが、視察の包括的年間計画及び個々の視察実施結果の報告書は作成されておらず、年間計画資料も保管対象とされていない。 視察の包括的年間計画及び個々の視察実施結果の報告書を作成し、一定の期間保管し、網羅的、適切な視察を実施していることを確かめることが必要である。	平成15年度から、年間の「事業用代替地現況調査計画表」及び「事業用代替地現況調査表」を新たに作成し、計画的かつ網羅的で適切な調査を実施することとした。 また、「事業用代替地現況調査計画表」及び「事業用代替地現況調査表」は、5年間保管することとした。	H16. 5. 14
2 広島高速道路公社 (1) 事業資産以外の会計処理基準と財務諸表項目の状況		
ア 支払利息の規定どおりの計上 借入金の支払利息については、決算において「広島高速道路公社会計規程」(以下「規程」という)、「広島高速道路公社会計規程実施細則」(以下「実施細則」という)に定める経過勘定(発生基準)が採用されず、支払時に計上(現金基準)している。 規程に従い、現金基準ではなく発生基準により利息の前払利息及び未払利息を計上する必要がある。	平成14年度から、「現金基準」ではなく「発生基準」を適用し、年度末時点で発生している借入金の未払利息を未払費用として計上するよう、事務処理方法を改めた。 なお、前払利息については、公社設立(平成9年6月)以来生じていない。	H15. 12. 5
イ 退職給与引当金の計算規定の見直し 実施細則に定める計算方法は、「職員の平均在職年数」及び「平均	実施細則第78条を改正し、平成14年度決算から、退職給与引当金を職	H15. 12. 5

結果の要旨	措置内容	公表日
在職年数に対応する広島高速道路公社の職員退職手当支給規程に規定する割合」を用いて計算するため、新規の職員が増加すると退職者がいないにもかかわらず、退職給与引当金が減少する可能性がある。 企業会計では、退職給付会計基準により、職員の平均に基づくのではなく、個々人別に計算した結果を集計し、退職給付引当金として計上している。 現状の実施細則第78条は、見直す必要がある。	員の平均在職年数に基づくのではなく、個々人別の在職年数を基に算定するよう改めた。	
ウ 減価償却費（事業資産以外）の規定の見直し (ア) 減価償却の開始時期 規程では、資産を取得した翌月から償却開始することとされており、例えば3月に道路以外の事業資産、有形固定資産及び無形固定資産を取得した場合、対応する便益が生じているにもかかわらず、当該事業年度では減価償却費が計上されていない。 企業会計では、費用収益対応の原則から、減価償却の開始時期について、取得した時から利用開始されるとみなし、取得した月から償却開始することが合理的とされている。 規程44条第4項、第47条第2項、第49条第3項について、減価償却費の計算は、「取得した月の翌月から起算」でなく「取得した月から起算」とするよう見直す必要がある。	規程第44条第4項、第47条第2項及び第49条第3項を改正し、平成15年度から減価償却の起算時期を「取得した月の翌月」ではなく「取得した月」とするよう改めた。	H15. 12. 5
(イ) 調査費の償却開始時期 規程では、「特定の道路及び附帯事業施設の建設に係る調査費」以外の調査費は、支出の翌事業年度から5年間で均等償却を行う	規程第52条第2項を改正し、平成14年度決算から「特定の道路及び附帯事業施設の建設に係る調査費」以外の調査費の償却の起算時期を「支	H15. 12. 5

結果の要旨	措置内容	公表日
こととしているが、企業会計では、当該調査費についても発生年度から均等償却を行う必要がある。 したがって、第52条第2項は見直す必要がある。	出の翌事業年度」ではなく、「支出事業年度」とするよう改めた。	
エ 敷金の会計処理の誤り 敷金・保証金勘定に計上されている本社事務所敷金2,463万円の賃貸借契約書によると退去時に返還される敷金額は3,040万円となっていた。当該差額の576万円は、過年度において広島市の受託事業に基づく部分を費用処理しているが、退去時に返還される金額を貸借対照表に計上すべきである。 なお、当該敷金の対象となる本社事務所からは、平成14年12月に既に退去している。	平成14年10月4日に、借方に敷金576万円、貸方に雑益576万円を計上する修正仕訳を行い、貸借対照表の敷金の額を退去時に返還される正しい金額3,040万円に修正した。	H15.12.5
オ 長期借入金と短期借入金の区分表示 実施細則別表第1（第3条関連）には勘定科目別分類表が設定され、その中で貸借対照表日から起算して1年以内に返還しなければならない借入金は、「短期借入金」として表示することとされている。 しかし、広島高速道路公社の決算書では、借入金はすべて「長期借入金」として表示している。 規定に従い、1年以内に返済予定の借入金は、「短期借入金」として表示することが必要である。	平成14年度から、貸借対照表日から起算して1年以内に返還しなければならない借入金は、実施細則どおりに「短期借入金」として計上した。	H15.12.5

イ 監査手続

指摘された事項について、対応措置が講じられているかという視点で、「第13(3) 主な監査手続」に記載した監査手続を実施しました。

ウ 監査の結果及び意見

(7) 監査の結果

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

(4) 監査の意見

監査の意見として特記すべき事項はありません。

(2) 監査の意見に対する対応・検討状況

ア 監査の意見に対する対応・検討状況

監査の意見に対する対応・検討状況及び監査人の所感は以下のとおりです。

なお、監査の意見を報告したのは、平成15年2月14日です。

意見の要旨	(対応・検討状況) (監査人の所感)
1 道路交通局 (1) 予算管理の状況	
ア 予算流用申請書における予算流用理由の記載方法 予算流用申請書の予算流用等の理由は、いずれも「〇〇線事業を執行するに当たり〇〇費に予算不足を生じるため」といった抽象的な記載のみで、なぜ予算不足になったのか、どの路線のどの費目を流用するのかといった事項が判別できない状況である。 予算流用申請書における流用理由の記載は単に「予算不足」という形式的な記載ではなく、予算流用理由の把握と事務処理の簡便性を考慮するならば、事前に流用理由をパターン化できるものについてはパターン化しておき、その中から〇印を付すだけにする等の方法を講じ、予算流用理由の明確化と事務の簡便化を行う必要があると考える。	対応済みである。 (対応状況) 平成15年度から、「予算流用・振替・令達申請書」の様式を変更し、流用の目的や理由などをパターン化し、該当項目に〇印を付する取扱いとし、予算流用理由の明確化と事務処理の簡便化を図った。 (監査人の所感) 特記すべき事項なし。
イ 路線別事業費の公開方法 補助事業における路線別総事業費には、工事費と事務費が含まれており、総事業費は結果的に予算額と一致している。これは事務費を総事業費と工事費の差額としているためで、現状の方法では、路線別総事業費を総額で公開しても有用性が乏しいといえる。	検討中である。 (検討状況) 現状の事務費の計上方法は、国庫補助事業の報告と連動することから、引き続き行う必要がある。 監査意見もひとつの方法であるが、意見のとおり対応するためには、この作業に加えて別途、街路事業における計画協議や地

意見の要旨	(対応・検討状況) (監査人の所感)
本来、事務費のような特定の路線に直接関連付けが困難な費用は、原価計算を適用し、単独事業を含めた全路線の路線別総事業費に配賦した額を計上することが望まれる。	元調整の人件費等を各路線の事務費に含めて管理するなどの膨大な作業を行う必要があることから、現状では、有用性のない事業費按分の方法をとる以外、対応が困難な状況である。 したがって、今後も現状の事務費の計上方法に基づく公開を行う方向である。 (監査人の所感) 過大な事務負担等を考慮して、現状の国庫補助事業の報告体制下では改善しても有効性、経済性にもとる結果となると思われるので、改善は求めない。
(2) 道路計画立案過程、進ちょく管理	
ア 事業計画と実績の比較、評価、公表制度の創設 街路事業では、許可を受けた事業計画（事業の目的、事業施工期間、総事業費等）について、定期的又は事業完了後に評価し、報告する制度は全国的にもまだ確立されていないため、実施していない。 また、道路事業においても、当初事業費見込と実際の総事業費との比較は行っておらず、当然ながら差異の分析も行っていない。 事業認可時の計画とその後の実績とを比較・公表することにより、次の効果が期待できる。 ● 認可後の状況変化の周知（目的の達成状況、施工期間・総事業費の状況変化） ● 当初想定した効果が実際はどうであったか ● 安易な事業計画に基づく事業化を抑制 ● フィードバックにより計画時の施工期間、総事業費等の見積精度向上 ● 市民の道路整備に対する理解の深化 少なくとも都市計画や一定規模以上の事業計画については、当初計画と実績との比較・差異分析を公表する制度の創設が望まれる。	検討中である。 (検討状況) 国土交通省所管事業の事後評価実施要領が平成15年3月31日に策定され、現在、国において、事業種別ごとの評価手法を検討中である。 この評価手法の策定を受けて、道路整備に関する事後評価の取り組みを行う予定である。 (監査人の所感) 自主的に道路整備に関する事後評価の検討を行うのが望ましい。
(3) 用地買収事務の執行状況	
ア 複数年度にわたる事業用土地の管理	対応済みである。

意見の要旨	(対応・検討状況) (監査人の所感)
用地部で取得した土地は、直ちに事業所管部署に引き渡され、道路として供用開始後は、道路台帳に記載される。しかし、道路として供用開始されるまでの間は、財産の引渡通知書、図面等により個別物件ごとに管理されているが、一覧性のある台帳が存在しない。 供用開始まで長期間を要する事業では、年度をまたぐ事業費の管理のため、供用開始前の事業用土地の全容が把握しやすい一覧性のある資料の整備が必要である。	(対応状況) 平成15年6月に、供用開始前の事業用地の全容を把握できる一覧性のある資料として、路線ごとの事業用地の取得状況を取りまとめた管理台帳及び当該事業用地に係る図面を整備した。 (監査人の所感) 特記すべき事項なし。
イ 長期末利用土地の管理のための取得年月日情報の把握 現状の土地・建物台帳には、取得年月日が記載されず、主管部異動処理を行った物件については、マスターデータから当該データが削除される。そのため、長期保有物件の有無を確認するには、個別物件ごとに追跡調査を行う必要があり、一覧性に欠ける状況となっている。 土地・建物台帳に原始取得データが印字され、かつ広島市全体で保有している事業用代替地が一覧できる資料を作成しておく必要がある。	対応済みである。 (対応状況) 平成15年12月に、事業用代替地の取得年月日、面積、異動年月日等が一覧できる資料(事業用代替地補助台帳)を作成し、それに基づいて管理することとした。 (監査人の所感) 特記すべき事項なし。
ウ 代替地として機能しない土地の処分 「事業用代替地一覧表」を査閲した結果、代替地として不適切な異形土地や狭小土地が散見された。 代替地として不適切な土地は、長期末利用となる恐れがあるため、積極的に隣接地主等への売却等の手立てを講じる必要がある。	対応済みである。 (対応状況) 事業用代替地として不適切な土地(単独利用困難な土地)については、処理方針を設け、隣接地主への売却、隣接公共用地への編入等の積極的な働きかけを行うこととした。 (監査人の所感) 特記すべき事項なし。
エ 代替地の有効利用 事業用代替地の有効利用の観点から民間と契約し、一定期間だけでも賃貸収入を得る方策として、一部の代替地を期間限定で(マンションのモデルルーム用地として)民間に賃貸しているものもあった。当面売却予定のない他の代替地につ	対応済みである。 (対応状況) 平成15年度から、区役所に対して「事業用代替地一覧表」を送付し、当面処分見込みのない土地については賃貸が可能であることを周知し、市民からの賃貸の問い合わせに円滑に対応することで、事業用代替

意見の要旨	(対応・検討状況) (監査人の所感)
いても同様に賃貸等による活用が望まれる。	地の一層の有効活用を図ることとした。 (監査人の所感) 特記すべき事項なし。
(4) 契約事務の執行状況	
ア 必要な路線に重点的な予算配分 複数年度にわたる予算確保が困難であるため、工事を年度ごとに分割して、後半の工事を従前の業者に特命随意契約により請負わせているものがあつた。 工事を分割した結果、後半の工事を従前の業者に請負わせることが効率的となる場合は、工事を分割せず、ひとつの工事として発注すべきである。また、後半の工事を特命随意契約としており、工事全体を入札の対象としないため、入札制度が形骸化する可能性がある。 「広島市財政健全化計画」に示されているとおり、必要な路線には重点的な予算配分を行うことが必要である。複数年度にわたる工事であれば、工事全体の予算を確保することにより、ひとつの工事として発注することが必要である。	対応済みである。 (対応状況) 予算の配分に当たっては、第2次財政健全化計画を踏まえ、短期間に整備効果が発揮できる路線又は区間を中心に重点的な予算配分を行うこととした。 また、工事が複数年度にわたることが明らかな場合は、債務負担行為の制度を活用すること等により、一つの工事として発注することとした。 (監査人の所感) 特記すべき事項なし。
イ 着工前の土地所有権の移転 広島市では原則として着工前に土地所有権の移転登記を行っているが、防災工事については、その緊急性から、地権者の施工同意書により着工し、工事完了後に土地の寄付を受けることにしているが、工事着工後に地権者の意向が変わり、工区や工事内容の変更を余儀なくされる場合がある。 防災工事として必要な施工ができないケースが増えるようであれば、着工前に土地の所有権の移転登記を行う必要がある。	対応済みである。 (対応状況) 防災工事は、道路の法面等で危険な兆候が現れ、放置すれば災害が発生し、交通に著しい支障を及ぼすおそれがある箇所について実施しており、通常の工事に比べ、市民の生命や財産の安全確保の観点から緊急性が高い。 そのため、工事着手後に用地寄附を受けるという手順で施行することは止むを得ないものと考えているが、工事着手後に地権者の意向が変わり、工事内容に変更の生じることがないように、「工事施工承諾書」を「工事施工承諾書兼土地寄附願」に改め、道路敷に必要な土地を寄附する旨を記載することにした。 なお、工事着手前に、地権者に対し事業内容等について十分説明し理解を得るよう、担当課長会議等で周知徹底も図っている。

意見の要旨	(対応・検討状況) (監査人の所感)
	る。 (監査人の所感) 特記すべき事項なし。
ウ 予算繰越制度 現在の制度では、議会承認を経ないで年度を繰越した工期を設定することはできない。そのため、発注時に年度内に完了しないことが明らかな工事においては、いったん年度内に完了する工期で契約し、予算繰越の議会承認後、適正工期に変更することが行われる。 予算の繰越は、制度上認められているが、そもそも予算は年度内に執行することを前提としていることから、本来は年度内に予算執行が完了するように計画的に発注することが必要である。	対応済みである。 (対応状況) 平成15年4月に本庁・区役所の担当課長会議において、計画的な工事発注を行うよう文書により周知徹底を図った。 さらに、予算繰越の見極めの時期である11月には、再度、担当課長に対し、文書により周知徹底を図った。 (監査人の所感) 特記すべき事項なし。
(5) 道路台帳の整備状況	
ア 道路台帳の網羅的な更新を担保する制度 道路台帳は、各区役所からの連絡に基づき本庁で作成した後、各区役所にて内容を確認しているが、本庁においても市報等により各区役所からの送付漏れがないかを確認する手続が望まれる。	対応済みである。 (対応状況) 道路台帳の更新(補正)について、平成15年4月に業務用フローチャートを改正し、各区役所から送付された既存路線の区域変更及び供用開始に伴う告示の写しについて、送付漏れがないかを確認するため、本庁において市報原稿(企画総務局総務課から送付されたもの)で確認することにした。 (監査人の所感) 特記すべき事項なし。
(6) 道路交通事業に関するコンピュータシステム	
ア 個人所有のパソコン使用について 視察した各部署では、多数の個人所有のパソコンが業務に利用されている。 セキュリティの観点からは、個人所有のパソコンを業務に使用することは、データの持ち出し、漏えいのリスク、コンピュータウイルス感染のリスクを抱えることになる。 個人所有のパソコンを庁内に持ち込ま	対応済みである。 (対応状況) 平成15年7月に「広島市情報セキュリティポリシー」を、e-市役所推進本部会議に諮り了承を得た上で策定し、この中で、個人所有の情報システム機器を職務上使用することを禁止した。また、同ポリシーを庁内LANの資料室に掲載する等により、職員への周知を図った。さらに、サービス監理

意見の要旨	(対応・検討状況) (監査人の所感)
ない、庁内で使わない、重要なデータは庁舎外に持ち出さないなどといった「データの適正管理」の意識風土の醸成を全庁で徹底していくことが必要である。また同時に、下記対策を講ずることも必要と考える。 - IT推進室にて作成中のセキュリティポリシーに個人所有パソコンの持込及び利用禁止を明確に規定する。 - 業務を実施する上でパソコン台数や性能に不足が生ずる場合には、費用対効果を考慮しつつ、パソコンの増設や能力増強や新機種への切替を行う。	委員会幹事会においても個人所有パソコンの使用禁止について周知を図った。 また、工事積算等の業務で必要でありながら、台数や性能の不足により個人所有のパソコンを持ち込んでいたことについては、平成14年度及び平成15年度に工事積算等の業務に対応できる機種のパソコンを追加購入することにより、平成15年度末には個人所有のパソコンの持ち込み状態を解消した。 (監査人の所感) 特記すべき事項なし。
イ IPアドレスの利用監視について 現在のところ、庁内LANシステムへの不正接続に対するシステム的な防止機能としては、ネットワーク管理者（IT推進室長）がIPアドレスの一元管理（付与、変更、及び廃止）を実施している。 しかし、現在のIPアドレスレベルの監視では、いわゆる「なりすまし」（正式なIPアドレス情報を他のパソコン等に設定し、不正に接続すること）による不正接続の検出ができない。 IT推進室にて平成15年6月末を目標に作成中の「広島市情報セキュリティポリシー」において、明確に個人所有パソコンの使用禁止を規定し、さらに不正接続を監視、防止できる技術的対策を織り込み、早急に実施することが必要と考える。	検討中である。 (検討状況) 不正接続監視などの技術的対策については、現行の庁内LANシステムにおいて可能な範囲で実施しているが、より強固な対策を取るためにはパソコン監視機能等の新たな機能を庁内LANに付加する必要がある。 しかし、広島市の財政は非常に厳しい状況にあり、即時に対応することは困難であるため、庁内LANシステムの更新（平成18年10月又は平成19年10月）に合わせ、パソコン監視機能等を追加するよう関係部署と調整している。 (監査人の所感) 庁内LANシステムの更新時期に合わせてパソコン監視機能等を付加することは止むを得ないと思われるが、庁内LANシステムの更新時期については以下のように考える。 市では、平成16年度に電子申請を開始し、平成17年度には電子入札を開始する予定であり、それらのシステムは庁内LAN上で運用することとなる。 そのため、庁内LANシステムは住民サービスに直結する重要なインフラとなりつつあり、安定した住民サービスの提供や個人情報をはじめとする情報の保護につい

意見の要旨	(対応・検討状況) (監査人の所感)
	て、十分な対策を取る必要がある。 市の財政状態が逼迫しているとは言え、上記のように市内LANシステムが重要なインフラであることを考慮すると、遅くとも平成19年10月には市内LANシステムの更新を実施する必要があると考える。
2 広島高速道路公社 (1) 交通量推計の方法	
ア 交通量推計の精度向上と客観性確保 整備計画決定時と料金認可時の計画交通量の比較において、高速3号線と高速4号線で大幅に異なっている。 計画交通量は、指定都市高速道路事業を実施する上での重要な前提であり、推計精度の向上が望まれる。また、各時点の交通量推計結果が異なるが、交通量の推計結果だけではなく、計算方法、前提条件を分かりやすく説明するなどの努力が望まれる。	検討中である。 (検討状況) 国の「将来交通需要推計」や実績交通量を踏まえた将来交通量の見直しを行い、現行の計画交通量から約3割減となる見直しであることを公表した。現在、将来交通量見直しに伴う整備計画の見直し作業を進めており、これに合わせ、できるだけ早期に計画交通量の推計結果、計算方法、前提条件などを分かりやすく公表していくこととしている。 (監査人の所感) 早急な対応を行うべきである。
イ 計画交通量と実績交通量の比較検討 計画交通量と実績交通量の差異原因・分析結果は、定期的に一般に公表し分かりやすく説明するなど、事業の透明性を確保するとともに、広島高速道路公社の説明責任を果たすことが必要である。	対応済みである。 (対応状況) 平成15年7月に、広島高速道路公社のホームページに、同公社の平成14年度の財務状況と合わせて、計画交通量と実績交通量の差異原因・分析結果を掲載し、一般に公表した。 今後も、財務状況と合わせて、年1回公表することとした。 (監査人の所感) 特記すべき事項なし。
(2) 道路整備費用の状況	
ア 有料道路整備費用と合併施行による一般道路整備費用とを合わせた公表 広島高速道路の整備費用の一部が広島市の一般会計予算から拠出されている。平成13年10月に供用開始した高速4号線では、有料道路整備費用の当初計画410億円に対して実績は377億円と、計画の範囲	検討中である。 (検討状況) 整備計画の見直し時等において、有料道路事業と一般道路事業の分担等について公表するよう検討中である。 (監査人の所感) 将来的に有料道路事業の適正な経営が

意見の要旨	(対応・検討状況) (監査人の所感)
内で完了しているが、広島市の一般会計からは167億円が地方道事業として拠出されている。 広島高速道路の整備計画、整備費用は、有料道路整備費用（広島高速道路公社からの拠出金）と合併施行による一般道路整備費用（広島市の一般会計からの拠出金）とを合わせて、一般にも分かりやすく公表すべきである。	図れるよう整備計画見直し案の取りまとめを早急に行い、変更に必要な諸手続を進めていくべきである。
(3) 債務の償還可能性	
ア 余剰資金が生じない償還計画 累積収支差は、手元資金残高を意味する。すなわち、累積収支差がプラスであれば余剰資金が存在する状態であり、累積収支差がマイナスであれば手元資金が不足し民間等借入金を調達する必要性が生じることを意味する。 償還計画の策定に当たっては、累積収支差をできるだけ少なくする工夫が必要である。 平成12年度の整備計画認可時に作成された償還計画（平成10年度以前は実績額）では、平成18年度に累積収支差が196億円のプラスとなっている。これら手元資金は適時に借入金の返済に充当し、金利負担を軽減する計画とすべきである。 今後の償還計画の見直しに当たっては、この点を考慮する必要がある。	検討中である。 (検討状況) 現在、整備計画の見直し作業を行っており、見直し案の取りまとめを行った後、これに沿った償還計画を策定していく際に参考とする。 (監査人の所感) 将来的に有料道路事業の適正な経営が図れるよう整備計画見直し案の取りまとめを早急に行い、変更に必要な諸手続を進めていくべきである。
イ 債務の償還計画（収入・支出）と実績の差異原因の明確化 広島高速道路公社では、償還計画どおりの収支が実現しているか、料金認可時の償還計画と実績との比較を行っているが、広島高速道路公社理事会等において差異原因の分析・評価が議題とされていない。 差異原因を明確に捉えて文書化し、定期的に理事会等に報告して、後日の対策や次回の償還計画見直しのために利用することが望まれる。	対応済みである。 (対応状況) 料金認可時の償還計画と実際の収支状況の差異原因の分析を行い、平成15年5月開催の公社理事会で報告した。また、計画交通量と実績交通量のかい離や国の自動車交通の需要推計の公表を踏まえ、計画交通量の見直しを行い、平成15年6月に計画交通量の下方修正（約3割減少）を行ったところである。今後は、この計画交通量の見直し結果等を、収支改善の対策や償還計画の見直しに利用していくこととした。 (監査人の所感)

意見の要旨	(対応・検討状況) (監査人の所感)
	特記すべき事項なし。
ウ 償還計画の定期的な見直し 償還計画の基となる収支項目（料金収支、建設費、管理費等）は、償還計画策定（見直し）時での最適な見積りであっても、償還計画が長期の計画であることから、償還計画と実績との差が生じている。平成13年度までの償還準備金積立額は、計画（28億円）に対して実績（24億円）となっている。 また、広島高速道路公社の償還計画では、全償還期間にわたり交通量が増加するとしているが、国土交通省の平成14年11月交通需要推計結果によると、「旅客、貨物あわせた総交通量は2020年に現在の12%増をピークに減少」とされている。この前提条件も再検討が必要である。 償還計画は、整備計画の変更時のみならず、過去の実績や将来予測を踏まえて、定期的に検討し、必要に応じて変更する必要がある。 また、資金収支実績が計画より悪化する場合には、それに応じて適切な対応策を講じる体制とする必要（広島高速道路公社におけるPlan-Do-Seeの徹底）があり、場合によっては整備計画自体を見直すことも必要と考える。	検討中である。 (検討状況) 現在、計画交通量の下方修正等による整備計画の見直し作業を進めており、見直し案の取りまとめを行った後、これに沿った償還計画を策定していくこととしている。 (監査人の所感) 将来的に有料道路事業の適正な経営が図れるよう整備計画見直し案の取りまとめを早急に行い、変更に必要な諸手続を進めていくべきである。
(4) 事業資産（道路、道路建設仮勘定）の会計処理の状況	
ア 事業資産の内訳の注記 「償還準備金積立方式」では、事業資産が減価償却の対象外であることや事業資産に除却の概念がないことから、一度資産に計上された事業資産（道路）は、広島高速道路公社が存続する間は、資産計上されたままとする。 広島高速道路公社の道路勘定、道路建設仮勘定の内訳には、一般的には分かりにくい項目（道路取得費、附帯事務費、調査費振替、業務外支出等）が含まれているため、注記により説明することが望	対応済みである。 (対応状況) 平成14年度決算から、附帯工費、工事雑費、附帯事務費など、一般的には分かりにくい項目について、「財務諸表付属明細書」に注記を記載した。 (監査人の所感) 特記すべき事項なし。

意見の要旨	(対応・検討状況) (監査人の所感)
ましいと考える。	
(5) 事業資産以外の会計処理基準と財務諸表 項目の状況	
ア 回収に長期間を要している未収入金 平成12年5月に発生した事故による道路修繕に要した原因者負担金18万円の回収が行われていない。 日本道路公団では、高速道路の通行料金を不当に逃れていた不正通行者に対して、道路整備特別措置法25条（道路法第73条準用）に基づき、未納通行料金等を強制徴収していることから、広島高速道路公社としては、日本道路公団の強制徴収手続を研究し、回収する必要がある。	検討中である。 (検討状況) 強制徴収を視野に入れながら、回収に向けて粘り強く督促してきた効果があつて、平成12年5月に発生した事故に係る原因者負担金については、平成16年3月にその大部分（元金相当額）を回収したところである。 今後も、早期回収に向けて未納者の督促に努めるとともに、日本道路公団の強制徴収手続について研究を続けて参りたい。 (監査人の所感) 特記すべき事項なし。
イ 特別転貸債（地方公共団体借入）の計上時期 平成13年度末の貸借対照表では、広島市及び広島県からの特別転貸債のうち、借入実行未了のもの（各28億7,750万円）が資産（未収入金）と負債（地方公共団体借入金）に両建計上されている。しかし、当該借入の実行は平成14年5月27日であり、企業会計の観点からは、平成14年3月31日現在において貸借対照表に計上すべきではない。 少なくとも、このような特異な会計処理を行う場合は、決算書にその内容が分かるように明瞭に注記する必要がある。	対応済みである。 (対応状況) 平成14年度決算から、「財務諸表」に新たに「重要な会計方針」を説明した文章を掲載し、その中で特別転貸債の取扱いを説明した。 (監査人の所感) 特記すべき事項なし。
ウ 借入金の残高証明書の定期的・網羅的な入手 平成14年3月末の市中銀行等借入金について残高証明書と照合した結果、㈱広島銀行からの借入残高を除き、残高証明書が入手されていなかった。 残高証明書は、残高が確かに存在したことを示す証拠であるため、定期的かつ網羅的な入手が必要である。 また、償還予定表も据置期間中であることと等により入手されていなかった	対応済みである。 (対応状況) 平成14年度末時点での市中銀行等借入金の「借入残高証明書」をすべて入手した。今後も定期的にかつ網羅的に入手していくこととした。 なお、償還予定表については、満期一括償還の場合、金融機関が発行しないため入手できていないが、借入契約書の写しにより、償還時期については、確実に把握している。

意見の要旨	(対応・検討状況) (監査人の所感)
が、残高証明書と併せて入手することが必要である。	(監査人の所感) 特記すべき事項なし。
(6) 契約事務の執行状況	
ア 継続的業務の随意契約 業務委託契約のうち、料金収納業務、交通管理業務については、習熟を要するとして初年度の落札業者との間で、次年度以降、随意契約により委託している。 しかし、初年度落札業者が無制限に次年度以降も随意契約できるとすると入札制度の意義が薄れることとなる。 広島高速道路公社では、競争入札後の契約の延長期間及び今後の契約方法を検討中とのことであり、早期に明確化することが望まれる。	対応済みである。 (対応状況) 料金収受業務及び交通管理業務とも、平成16年8月からの業務委託について、一般競争入札を実施したところである。 次年度以降についても、競争性・公平性を確保できるよう、競争入札を行うこととした。 (監査人の所感) 特記すべき事項なし。
(7) 広島高速道路公社に関するコンピュータシステム	
ア 土木積算システムのID、パスワード運用について 土木積算システムでは、各課にひとつのIDを設定しており、課内の人員はすべて同一のID、パスワードを使用している。複数の人員が同一のIDでログインすると、データを作成、保管、処理、アクセスした人物の特定が困難となり、責任の所在が不明確になる。 IDは、個人ごとに設定することが望まれる。 また、パスワードについても、IDとあわせて個人ごとの設定とし、さらに定期的に変更することが必要である。	対応済みである。 (対応状況) 平成15年5月の土木積算システム入れ替えに伴い、ID及びパスワードは個人ごとの設定とした。 また、パスワードの変更については、本システムが広島県の土木積算システムを借用していることから、公社独自ではできないため、総務課長から各所属長を通じて、全職員に対し、パスワードの重要性を認識し、不正使用防止の徹底を図るよう周知した。 (監査人の所感) 特記すべき事項なし。

イ 監査手続

意見については、どのような検討が行われているかという視点で、「第13(3) 主な監査手続」に記載した監査手続を実施しました。

ウ 監査の結果及び意見

(ア) 監査の結果

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

(イ) 監査の意見

個別の対応・検討状況に対する監査の意見は、(2) 監査の意見に対する対応・検討状況の表中の（監査人の所感）に記載したとおりです。

また、対応・検討状況全体については、重要な監査の意見に対する対応・検討について時間がかかっています。

確かに重要な監査の意見については関係部署、利害関係者等との協議が必要であったり、慎重に対応せざるを得ないため時間がかかるのは理解できますが、特に広島高速道路公社の整備計画の見直しについては、将来的に有料道路事業の適正な経営が図れるよう見直し案の取りまとめを早急に行い、変更に必要な諸手続を進めていくべきと考えます（2 (1) ア 交通量推計の精度向上と客観性確保、(2) ア 有料道路整備費用と合併施行による一般道路整備費用とを合わせた公表、(3) ア 余剰資金が生じない償還計画、ウ 償還計画の定期的な見直しをご参照下さい。）。

また、庁内LANシステムの更新時期については、「1 (6) イ IPアドレスの利用監視について」の（監査人の所感）に記載したとおり、庁内LANシステムが住民サービスに直結する重要なインフラであることから、遅くとも平成19年10月には実施すべきだと考えます。